

令和7年度の基本構想

学校経営基本方針

1. 学校経営の基本方針

諸法令に基づき、民主的で文化的な国家・社会と福祉に貢献できる人間の育成をめざし、調和と統一のとれた学校づくりを行い、公教育として保護者・地域の信託に応える学校経営に努める。

- ① 児童一人一人の確かな学力、豊かな人間性、健康や体力をはぐくむ教育活動を展開し、「生きる力」の育成に努める。
- ② 温かさの中にも規律のある学校を創造するとともに、人権を尊重した教育を推進し、「笑顔あふれる」学校づくりに努める。
- ③ 教職生涯を通じて学び続け、指導力を絶えず高めるとともに、全ての教職員の協働による教育活動の推進に努める。
- ④ 地域と協働することで、安心・安全で誰からも信頼される学校づくりに努める。

2. 学校教育目標

自ら考え主体的に行動できる子の育成
心豊かで積極的に人と関わる子の育成

《めざす学校像》

- (1) 一人ひとりが大切にされ、生き生きと活動できる「たのしい学校」
- (2) 学習環境が整い、進んで学習に取り組める「きれいな学校」
- (3) 自ら学ぶ姿勢を身に付けられる「学ぶ意欲をもてる学校」

《めざす教師像》

- (1) 子どもの心を理解しようとする教師―「児童理解」
- (2) 研修を深め続ける教師―「自己研修」
- (3) 保護者と地域の方々に信頼される教師―「真心の理解」
- (4) 笑顔で心身ともに健康な教師―「健康な教師」

《めざす子ども像》

- (1) すすんで学ぶ子―基礎・基本を身につけ、自主的に行動し判断する子ども
- (2) やさしく、思いやりのある子―命を大切にし、思いやりをもって助け合う子ども
- (3) 健康でたくましい子―最後までねばり強く頑張れる子ども

3. 本市の基本方針に向けて学校が取り組むこと

◎確かな学力と自立を育む教育の充実

学習指導要領の趣旨を踏まえ、求められる資質・能力の育成に向けて、ICT を効果的に活用し、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を推進すると同時に、教科や日常生活の中の問いや、地域・社会の本物の課題に向き合い自ら考え対処する課題解決型学習（PBL）など、子ども主体の学習活動を推進していきます。

また9年間を見通した教育課程の編成、小・中学校の円滑な接続、幼保こ小等の円滑な接続を踏まえ、教職員の指導力や学校力の向上を図ります。そのうえで、教育活動全体を通じて、児童が学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、目標をもち、自らから考えながら、自己実現を図っていくとともに、将来社会人として自立し、よりよい社会を創っていくことができるようキャリア教育を推進します。

◎豊かな心と健やかな体を育む教育の充実

自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深める学習を通して道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てます。一人ひとりの個性や価値観、多様化する人権課題を身近に感じ、考える機会をつくることですべての人の人権を尊重し、自他の生命を大切にする心を養います。

また、子どもの健康に関する課題が多様化していることを踏まえ、健全な食生活の形成と健やかな体が育まれる環境づくりを推進します。

◎教職員の資質と指導力の向上

服務規律の確立を図り、保護者、市民の教育に対する信頼を高めると同時に、健康でやりがいを持って生き生きと勤務できるよう、業務量を適切に管理するとともに、心理的安全性のある職場づくりを強化する等、学校の働き方改革を推進します。

また、学習指導要領の趣旨をふまえ、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善や「カリキュラム・マネジメント」等の組織運営改善に係る教育課題に対応した研修のほか、ポータルサイトの活用促進などを通して、指導力の向上を図ります。

◎「ともに学び、ともに育つ」教育の充実

障がいの有無にかかわらず、すべての子どもたちが将来の自立、就労をはじめとする社会参加をめざし、「ともに学びともに育つ」教育の充実に努め、その可能性を十分に引き出す効果的な指導・支援を行います。

また、保護者、支援学校等の関係機関と連携し、支援が必要なすべての子どもについて全教職員の共通理解のもと、学校全体で支援教育の充実に取り組みます。

◎社会に開かれた学校づくりの推進

子どもたちが未来社会を切り開くための資質・能力を一層確実に育成することをめざし、子どもたちに求められる資質・能力とは何かを社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」の実

現に取り組めます。

また、子どもが抱える課題を地域ぐるみで解決する仕組みの構築やコミュニティ・スクール等、学校運営に地域住民や保護者が参画する体制のさらなる充実を図ります。

◎学びのセーフティネットの構築

子どもが安全で安心して学べる環境づくりに努めます。安全な学校環境を保持するため、定期的な安全点検及び危機管理マニュアルの見直し等を行い、危機管理体制の確立を図ります。いじめは重大な人権問題であるとの認識のもと、学校園において誠実かつ丁寧に組織的対応を行います。

また、不登校やひきこもり、児童虐待、子どもの貧困等、支援を必要とする児童にかかわる様々な事象に対して、未然防止や早期対応ができるよう、情報の共有化を適切に進めるとともに、関係部署、関係機関、地域とともに総合的な取組を進めていきます。

◎学びを支える教育環境の充実

学校施設の更新や教育の情報化の推進等、より安全で充実した教育環境の整備を推進します。特に、枚方市教育委員会と学校とが、一体となって学校運営を進めていくため、ICT 等を活用したより効率的な情報共有や連絡体制の確立を目指します。

◎生涯学習の推進と図書館の充実

読書が果たす重要な役割を踏まえ、公立図書館との連携や学校司書の専門性を生かす等、学校図書館機能の充実を図ることにより、子どもの読書活動を推進します。

また、主体的に問題解決や探究活動に取り組むことや読書活動の推進により、子どもの発達段階に応じた言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力といった学習の基盤となる資質・能力を育成します。

令和7年度の具体的目標

(1) 学校運営体制

① 学校運営体制の確立

・校長のリーダーシップを発揮し、教頭・首席を要とした組織体制を構築する。各主任・主担者の育成を図り、それらを効果的に機能させ、企画委員会を学校運営の中心に置いた組織を確立させることで、学校運営方針と個別課題に取り組む。

・「教職員の評価・育成システム」の実施より、教職員の意欲・資質能力向上と学校の活性化を図る。

・教職員が子どもたちと向き合う時間を確保する観点から、校務分掌や行事の見直し、校務の精査や ICT 機器の効果的な活用による教職員の事務負担軽減等の取組を進める。

② 学校評価

・「学校教育自己診断」の結果を活用した自己評価、学校運営協議会から提言や評価を受け、それらの結果を公表し、家庭・地域との理解・連携を深め「地域とともにある学校づくり」をめざす。併せて学校評価を活用し、PDCA サイクルに基づいた学校経営を推進する。

③ 小中一貫及び幼保こ小連携の推進

・小中一貫事業として、「確かな学力」「豊かな人間性」「健康・体力」のバランスのとれた「生きる

力」を育くむため、「めざす子ども像」を共有し、義務教育9年間を見据えた取り組みを進める。「学習規律の確立」「学びの連続性」に加えて、児童・生徒の実態に合った目標を設定し、組織的・計画的に推進する。

・保・幼・小の連携として、不安や段差の解消に向けて、就学前児童の行事の参加、学校訪問等スムーズに学校に馴染めることとともに、小学校1年生から「学びの基礎」ができるよう取り組みを進める。

・保・幼・小が連携して指導方法の工夫・改善が図られるよう、教職員間の連携を進める。

④学校・家庭・地域との連携

・学校は、地域の共有財産であるという視点に立ち、学校・家庭・地域との連携・交流を進め、家庭や地域とともに子どもたちを育てていく学校運営に取り組む。

・児童の学習意欲や学習効果を高める学校環境の整備に努める。

・地区児童会を運営する中で、PTAの「付き添い登校」等や地域の見守り活動と連携して、子どもが安全に登下校できるための体制づくりを図る。

・家庭における学習習慣を身につけるとともに、学校での学習がスパイラルを描き、バランスのとれた「生きる力」が身に付くように、家庭との連携に努める。学校の方針等を家庭へ啓発するために、家庭向けパンフレット「平野ナビ」をより充実させ、子どもの成長をよりよく助けるものとする

・子どもの生活習慣や人間関係等も含めて、タブレットを活用し学校と家庭が連絡を密に図り心豊かにたくましく成長できるように、指導、支援するとともに、家庭との連携を深める。

・学校便りやまなびポケットによる情報配信、学校からのおたより、学年だより、学校ブログ等により、きめ細かく学校の情報を発信し、家庭との連絡を図る。保護者との友好な関係が築かれるような機会を設定し、家庭と学校が一体となり、子どもの成長を支援できるようにする。

・学校図書館の有効活用を図り、読書指導の充実に努める。

・地域行事や防災訓練等に積極的にかかわる。

・ビオトープについて、地域の方々にサポートしてもらい、よりよい環境を整えていく。

・「見守り隊」「学校環境ボランティア」等、児童に関わる方々への感謝を伝える方策を実施する。

(2) 学習指導

①学力向上

・学習指導により、一人ひとりの児童に学習の成就感を味わわせ、学習に取り組む意欲を養い、人間形成に必要な基礎学力や社会の変化に主体的に対応できる自己教育力の育成をめざす。

・授業では、子どもが主役となり主体的に学ぶことができるよう、教員の指導力向上に向けた研修に組織を挙げて取り組む。

②主体的・対話的で深い学びの実現

・学習指導要領に示されている「知識及び技能の習得」、「思考力、判断力、表現力等の育成」、「学びに向かう力、人間性等の涵養」が偏りなく実現されるよう、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、児童の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行う。

③学習の基盤となる資質・能力の向上

・言語能力の育成に当たっては、国語科を要としたすべての教科で発達段階に応じた系統的な指導を行うとともに、基礎的・基本的な言葉等の知識・理解を深めるために、文章や表、グラフ等を読み取り、論理的に自分の考えを書くなどの言語活動を行う。

・目的に応じて情報手段を適切に活用するなどして、必要な情報を収集・判断・処理する能力を高

める授業や、情報手段の特性を理解し、自らの情報活用を評価・改善する力をつけるための授業を展開する。

・全国学力・学習状況調査、小学生すくすくウォッチの結果分析を元に、本校の課題を把握し授業改善等に生かす。

④「個別最適な学び」と「協働的な学び」の実現

・枚方市がめざすゴールである、子どもが主役の学習活動による「個別最適な学び」と「協働的な学び」の実現に向け、授業改善を行う。

・教育委員会等が実施する研修や市教研、河北研等を活用し、教職員の資質・指導力を高める。

・すべての子とその子に合った方法で、その子に合った目標を達成できるように指導を行い、主体的に学べるように支援する。

・週1回の学年会では、学力向上や課題解決に向けての授業改善等について検討したり、相互の授業参観後等の協議をしたりする機会とする。

⑤確かな学力を育成するための校内研修の推進

・校内研修において、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、児童の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた取り組みを行う。

・学力向上推進担当者研修等の校外研修の内容を積極的に活用し、授業改善のための授業研究を中心に組織的かつ計画的に校内研修を推進する。

・プログラミング教育や情報モラルを含めた情報教育についての校内研修を実施し、情報教育の理解を深める。

⑥自学自習力の育成並びに家庭学習の定着推進

・家庭学習の定着に向け、招提中校区で9年間にわたり自主学習ノートの取り組みを継続することを確認し、自主学習力向上を推進する。

・授業・放課後学習・家庭学習等で自ら課題設定を行い、取り組みを進めることができる自学自習力の育成に努める。

・自学自習ノート等の実践例を廊下に掲示したり、学校だよりに掲載したりして取り組みを推進する。

⑦英語教育の充実

・外国語科・外国語活動については、校内研修を積極的に行い、また、講演会等に積極的に参加して実践力をつける。

・JTE と外国語担当教員による効果的な実践を進め、特に高学年では、中学校での英語を意識して、自分の考えや気持ちなどを伝え合う力の素地や基礎的な力を養うよう指導の充実に努める。

⑧読書活動の実施

・読み聞かせ・一人読み等、子どもへの読書意欲を持たせる。自ら本に親しむ子どもの育成として、朝学習において週1日、全学年・全教員の朝読書の取り組みを実施する。

・各学級において読書量を把握し、特に頑張った児童を「平野読書表彰」として、児童集会等で表彰する。

・学校図書館以外にも読書ができるスペースを設けるなど環境整備に努め、授業等における活用を充実させる。

(3) 道徳教育

①学校の教育活動全体を通じた道徳教育の推進

・学校教育全体を通じて道徳教育を行うとともに、道徳の時間を要として、各教科・領域と密接な関

連を図りながら、計画的、発展的な指導によって道徳的实践力を育成する。

- ・道徳教育推進教師を中心として、全学年における1時間ごとの指導計画を見直し、道徳科の指導方法の工夫・改善に努める。
- ・道徳科と各教科・領域等の関連を踏まえた道徳教育の全体計画及び、既に作成している道徳科の指導計画の下、指導の充実に努める。
- ・生命の大切さ、豊かな人間性、善悪の判断、社会生活のきまり等「道徳の時間」や教育活動全体を通じて取り組む。
- ・教師と児童、児童相互の人間関係を深め、そのことを基礎とした指導を進めるようにする。
- ・道徳の研究会に参加し、研修を深める。
- ・道徳の教科用図書の教材研究を進め、適切かつ効果的に使用する。

(4) 人権教育

① 人権教育の推進

- ・人権教育にあたっては、知識の理解に留まることなく、豊かな感性をはぐくみ、具体的場面に直面した時に行動できる態度を育成する。このためには、教職員自らが、正しい人権感覚を身につけ、人権尊重の精神に徹した教育活動の推進に努める。
- ・全体計画、年間計画を作成し、児童に自尊感情を育み、異文化等の違いを互いに尊重し、共に生きる子どもの育成に取り組む。
- ・児童が関わり合う場を設定するとともに交流活動をもち、ともに育つ仲間意識を育てる。
- ・誹謗中傷などの対象とならないよう人権尊重の精神の意識向上を図る。
- ・教職員一人ひとりが豊かな人権意識・感覚をもって教育活動を展開できるよう校内研修の充実に努める。
- ・教職員が自らの人権感覚を高め、人権問題を正しく理解するとともに、豊かな人間性を身につけられるよう校内研修の充実を図る。

② 「ともに学び、ともに育つ」教育の推進

- ・障がいのある児童の人権を尊重し、障がい者理解を進める学習活動を系統的に実施し、児童の人権意識の高揚を図る。
- ・セクシュアル・ハラスメントについての理解を深め、その発生を未然に防止する。

③ 子どもの見守り体制の確立

- ・児童虐待の、未然防止・早期発見・早期対応に努め、学校として組織的に対応し、関係機関と継続的に連携を図る。
- ・重大な人権侵害であるいじめ問題に対する教員の共通理解と未然防止のための指導、早期発見、早期対応が行える校内体制を構築する。

(5) 健康教育について

① 体力づくりの取組の推進

- ・体力の向上及び心身の健康の保持・増進に関する指導については、体育・保健体育の学習を要として、学校教育全体で推進する。
- ・スポーツ庁が5年生を対象に実施する、全国体力・運動能力・運動習慣等調査や大阪府教育庁が府内すべての3年生・4年生を対象に実施するスポーツテストの結果を分析し、本校の課題に即した、体力向上プランを作成し、体力向上の取り組みを推進する。

- ・子どもたちの体力や生活習慣、食習慣、運動習慣を把握し、体育・健康に関する指導の改善に資するとともに、体力向上プランに基づき体力向上に努める。

②安全について

- ・安全教育については、不審者の侵入や学校での事故、交通事故に対し安全教育の一層の充実と学校施設・設備の点検整備により、児童の安全確保及び安全管理に努める。

- ・安全な学校環境を保持するため、定期的に校内の安全点検や通学路の点検を実施し、事故の防止に努める。

- ・災害や不審者等に備えた安全教育を充実させ、登下校の安全確保も含めた実践的な防災・防犯訓練を実施し、常にその改善に努める。

③食に関する指導の充実

- ・児童一人ひとりが望ましい食習慣を身につけ、自ら健康管理ができるようにする。

- ・楽しい食事や給食活動を通して望ましい人間関係や豊かな心を育てる。

- ・「早寝・早起き・朝ごはん」「野菜バリバリ、朝食モリモリ」の趣旨を理解し実践できるよう、家庭や地域に積極的に働きかける。

- ・栄養教諭を中心に学校給食を活用した食育を推進する。

- ・各教科・領域等学校生活全体を通じた食育の推進を図る。そのため、各学年で教科・領域を通じた食育の授業を実施する。

(6)教職員の資質向上・指導力向上

①経験の浅い教職員の指導力の向上

- ・首席や初任期指導担当、学年主任等を活用した日常的な OJT による実践的な研修を組織的・継続的に推進する校内体制を充実させる。

②服務規律の徹底

- ・不祥事防止を徹底し、特に体罰は絶対に許されないということを一人ひとりの教職員に繰り返し周知徹底する。

- ・教職員が研修等を通じて自らの人権感覚を高め、人権問題を正しく理解するとともに、より一層、豊かな人間性を身につけられるよう努める。

- ・常日頃から連絡・報告・相談を徹底するとともに、服務等についての研修を定期的実施する。

③業務改善と意識改革の推進

- ・学校行事等を準備するのにかかった期間等を検証し、十分に時間をかけられるよう、見通しを持った学校運営とする。

- ・全ての教職員に勤務時間を意識した働き方が浸透するよう、教職員一人一人の意識改革を図る。

- ・教員が子どもに向き合うことに集中できるよう、登下校の見守り等を地域・保護者に委ねる。

(7)支援教育

①「ともに学び、ともに育つ」授業づくり・集団作りの推進

- ・支援教育にあたっては、障がいのある児童の将来の自立、就労をはじめとする社会参加をめざし、その可能性を十分に引き出すとともに、インクルーシブ教育システムの理念を踏まえ、まわりの子どもたちと共に育ち合うように努める。

- ・ノーマライゼーション及びリハビリテーションの理念を踏まえ、障がいのある児童の自立をめざし、まわりの子どもたちと共に育ち合えるように努める。

- ・個別の教育支援計画及び指導計画を作成し、個に応じた指導を充実させる。
- ・障がいのある児童一人ひとりの障がいの程度に応じた教育課程を編成し、個に応じた指導の充実に努める。
- ・通常の学級に在籍する支援が必要な児童の指導にあたっては、個別の教育支援計画・指導計画の作成と活用を図る。
- ・「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」を踏まえ、ICT 機器を有効活用するなど、合理的配慮の観点を踏まえた支援教育に取り組む。

②校内体制の充実

- ・障がいのある児童の保護者の意向を受け止め、十分な配慮のもとに支援教育に取り組む。
- ・障がいのある児童の指導にあたっては、支援教育コーディネーターを中心に全校的な支援体制のもとに教育活動を行う。
- ・校内支援体制の確立に努める。
- ・支援学級設置申請や計画書に基づき、適切に実施・運営を行う。
- ・大阪府教育委員会作成資料等を参考に適切な指導に努める。

③通級指導教室の充実

- ・通級指導教室における学びが通常の学級で十分に発揮することができるよう、通級指導教室担当教員と通常の学級担任の連携はもとより、支援学級担任との連携を深める。

(8) 安全・安心な学校運営の推進

- ・交通事故、自然災害、不審者等などから子どもを守るため、安全教育を充実させる。
- ・登下校時及び課業時間の安全確保については、保護者・地域・関係諸団体との協力を図りながら、積極的に取り組む。
- ・適宜、適切な防災、防犯訓練を実施する。
- ・水泳指導実施時における管理体制を確立する。
- ・校外での不審者や危機対応の体制を確立する。
- ・地震、大雨等の自然災害に対する訓練を行い、子どもの安全確保に努める。
- ・学校の立地環境等の実情を踏まえ、防災教育に対する意識を高めるとともに、組織の構築を行う。
- ・防災教育の視点から「引き渡し訓練」「HUG訓練」等避難訓練を実施する。

(9) 生徒指導について

- ・生徒指導にあたっては、一人ひとりの児童の人格を尊重し、個性の伸長を図りながら、社会的資質や能力・態度を育成し、自己実現への指導・支援を行う。
- ・いじめ、不登校、生徒指導上の問題について、生徒指導担当者を中心に取り組み、生活指導体制の確立を図る。
- ・人権尊重の理念に基づいた指導のあり方の研究を実施するとともに、必要に応じて関係諸機関との連携を図る。
- ・いじめ、不登校等の諸問題を早期発見するために「いじめアンケート」を実施するとともに、教職員の研修を実施する。カウンセリングマインドをもちつつ不登校児童とその家庭への積極的な働きかけを行う。
- ・子どもにとって「楽しさあふれる学校」「居心地のよい学校・学級」になるよう、「ななめの関係」（担任外、心の相談員等）を推進し、子どもの心に寄り添うシステムを活用し、「行きたい学校」づく

りに取り組む。

- ・幼稚園、保育所、近隣小学校、中学校や関係諸機関との連携を密にする。
- ・心の教室相談員、スクールカウンセラー等を活用し、児童、保護者からの相談活動の充実を図る。
- ・ICT 機器を活用して心の可視化を行い、機を逃さず児童・家庭とつながり、不登校または不登校の兆しのある児童に対しきめ細やかで適切な対応に努める。
- ・全教職員の一致した指導を通して、規律ある集団行動ができる児童を育てる。
- ・体罰は重大な信用失墜行為であり、子どもの人権はもとより人間としての尊厳を損ない、子どもと教員との信頼関係を根底から覆すものであると認識し、適切な問題解決に努める。
- ・「進んであいさつのできる子ども」をめざして、校内のあいさつ運動の他、家庭・地域と一体となった取り組みを行う。
- ・タブレットの使用上のルール等について、学校と家庭が連携した取組を進める。また、携帯電話等での SNS 等を介したネット上の犯罪に巻き込まれないよう、家庭でのルールづくりなど、保護者への啓発を行うとともに、必要に応じて関係機関とも連携し対応する。

(10) いじめについて

- ・学校いじめ防止基本方針にのっとり、いじめ防止対策委員会、不登校対応委員会を中心に組織的に取り組む。
- ・担任は保護者との連絡を密にしながら、未然防止に積極的に取り組む。
- ・いじめを絶対許さないという毅然とした態度で指導し、児童・教職員、保護者が一体となった不登校・虐待の早期発見と根絶に努める。